

平成27年度第1回西脇市まちづくり推進審議会次第

○平成27年7月7日(水) 午後7時00分から
○西脇市生涯学習まちづくりセンター
2階 会議室2

1 開 会

2 市民憲章朗唱

3 市長あいさつ

4 参画と協働のまちづくり井戸端会議

5 協議等

(1) 諮問

(2) 平成27年度西脇市まちづくり推進審議会の予定等について

(3) 人口減少社会における地域自治

(4) 各地区の自治に関する現状と課題

(5) 意見交換

6 今後の予定等について

(1) 第2回 西脇市まちづくり推進審議会

と き 平成27年8月下旬

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター

(2) まちかどミーティングの実施について

(3) まちづくり活動審査部会

① 地区まちづくり実践補助事業の審査

と き 平成27年7月16日（木）

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター3階ホールほか

② 西脇市市民提案型まちづくり事業の審査

と き 平成27年7月30日（木）

ところ 西脇市生涯学習まちづくりセンター3階ホールほか

7 閉 会



西脇市民憲章

わたしたち西脇市民は

- 明朗で誠実な人になりましょう
- 健康で明るい家庭をつくりましょう
- 支えあい住みよいまちをつくりましょう
- 自然を愛し豊かな心を育てましょう
- 青少年の夢と希望を育てましょう

西脇市まちづくり推進審議会委員名簿

(敬称略、順不同)

選出区分	氏名	所属等
学識委員	直田 春夫	NPO政策研究所理事長
各種団体 選出委員	岸本 信子	まちづくり協議会等 (生き生きTUMA協議会副会長)
	村上 均	西脇市連合区長会副会長 (黒田庄地区区長会長)
	篠田 重一	西脇市連合区長会副会長 (芳田地区区長会長)
	真鍋 宣征	人権 (西脇市人権教育協議会会長)
	大前 道廣	男女共同参画 (もっとすてきにパートナー委員会委員)
	黒崎 晃史	青年会議所 (社団法人 西脇青年会議所理事長)
	徳丸 徹	民間企業 (トクマル電工㈱代表取締役)
	米田 育子	ボランティア団体 (しばざくらフルール代表)
市民	清水 賢一	公募
市長が 必要と 認める者	小林 茂夫	元西脇市自治基本条例検討委員会委員
	吉川 勝子	元西脇市自治基本条例検討委員会委員
	藤井 久美	元西脇市自治基本条例検討委員会委員

う～037

27. 7. 7

西脇市まちづくり推進審議会会長 様

西脇市長 片 山 象 三

地域自治協議会のあり方等について（諮問）

地域自治協議会についての検討並びに地区まちづくり実践補助事業及び市民提案型まちづくり事業のあり方について、下記のとおり諮問します。

記

本市では、平成25年4月から「西脇市自治基本条例」を施行し、参画と協働による市政運営を基本原則と定めています。

この参画と協働を推進するに当たり、昨年度、策定から10年経過した「西脇市参画と協働のまちづくりガイドライン」の検証・見直しについて、貴審議会からの答申を受け、平成27年3月にガイドライン改定版を策定しました。

今年度は、人口減少社会において、参画と協働を基本とした地域自治を一層推進するため、西脇市自治基本条例第14条で定める「地域自治協議会」について、昨年度改定した西脇市参画と協働のまちづくりガイドラインに基づき、その組織のあり方や制度設計について、西脇市まちづくり推進審議会条例第2条の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

さらに、市民と行政の協働の一つとなるまちづくり活動の支援として実施している「西脇市地区まちづくり実践補助事業」及び「西脇市市民提案型まちづくり事業」における現制度の課題や改正の必要性の検討及び同事業の企画書の審査に当たり、貴審議会の意見を求めます。

平成27年度西脇市まちづくり推進審議会の予定等について

【目的】

西脇市まちづくり推進審議会は、本市のまちづくりの担い手である市民と行政が共に考え、共に行動する「参画と協働のまちづくり」について、市民の皆さんから幅広くご意見をいただき、必要な施策について審議することを目的に設置するものです。

【平成27年度の審議事項】

- (1) 地域自治協議会についての検討
- (2) 地区まちづくり実践補助金及び市民提案型まちづくり事業補助金のあり方についての検討
- (3) その他参画と協働のまちづくりの推進に必要な施策の検討

【会議の開催予定】

- (1) 審議会（全体会）

回	時期	概要
第1回	7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ◆人口減少社会における地域自治 西脇市の人口推計を知る ◆各地区の自治に関する現状と課題 各地区の現状と課題を知る
第2回	8月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域自治組織の必要性 先行自治体の事例紹介 現状分析と課題の整理 課題解決のための組織とは
第3回	9月下旬	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域自治協議会における具体的な施策 一括交付金化 市役所と地区の窓口一本化 地域担当職員制度
第4回	10月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ◆市民提案型まちづくり事業補助金のあり方 現補助制度の課題 市民活動の活性化 具体的な改正内容
第5回	11月中旬	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区まちづくり実践補助金のあり方 現補助制度の課題 一括交付金化の問題点 具体的な改正内容 ◆全体のまとめ

(2) 部会

時 期	概 要
7月16日	地区まちづくり実践補助事業審査会（前期申請）
7月30日	市民提案型まちづくり事業補助金審査会
10月上旬	地区まちづくり実践補助事業審査会（後期申請）
10月中旬	市民提案型まちづくり事業補助金審査会 （追加募集：7月の申請状況によります。）
翌年4月下旬	活動報告会及び意見交換会

※ 部会については、委員5名

【任期】

2年間（平成26年度～平成27年度）再任可

【報酬】

1回につき、3,700円（3時間未満の場合）

【その他】

審議会は原則公開で行います。

西脇市「まちづくり協議会」について

1 地区の範囲

本市では、市内を概ね旧村単位の8地区に分け、地区を主体とした施策を展開している。地区ごとの基礎データは次のとおり。

【基礎データ】

(1) 市及び各地区の人口推移

年度	市	西脇	津万	日野	重春	野村	比延	芳田	黒田庄
H2	46,220	5,293	5,689	8,007	6,562	4,946	5,006	2,727	7,990
H12	45,718	4,659	5,706	7,739	6,402	5,800	4,753	2,709	7,950
H17	43,953	4,353	5,389	7,338	5,940	6,236	4,602	2,410	7,685
H22	42,802	4,005	5,133	6,931	5,898	6,920	4,318	2,230	7,367
H27	42,377	3,981	4,934	6,754	6,126	7,199	4,129	2,075	7,179

(各年国勢調査及び平成27年4月の住民基本台帳登録人口と外国人登録人口の計)

(2) 市及び各地区の世帯数推移

年度	市	西脇	津万	日野	重春	野村	比延	芳田	黒田庄
H2	13,007	1,747	1,710	2,240	1,936	1,415	1,316	650	1,993
H12	14,657	1,819	1,894	2,443	2,159	1,999	1,358	770	2,215
H17	14,673	1,777	1,905	2,380	2,080	2,194	1,377	683	2,277
H22	14,989	1,703	1,896	2,333	2,277	2,473	1,367	667	2,273
H27	16,773	1,828	2,110	2,688	2,550	2,661	1,524	820	2,592

(各年国勢調査及び平成27年4月の住民基本台帳登録人口と外国人登録人口の計)

(3) 高齢化率

年度	市	西脇	津万	日野	重春	野村	比延	芳田	黒田庄
H2	14.6	20.4	13.4	12.0	13.4	9.1	15.4	20.6	16.3
H12	20.6	27.1	21.0	19.2	20.5	13.2	20.9	24.2	21.8
H17	23.9	29.9	24.4	24.3	24.2	16.0	24.3	27.7	24.6
H22	27.4	34.5	28.6	29.0	27.0	18.4	28.8	30.2	28.3
H27	30.1	37.5	29.9	32.4	29.5	22.0	32.1	30.0	31.4

(各年国勢調査及び平成27年4月住民基本台帳登録人口と外国人登録人口の合計から算出)

(4) 人口密度

年度	市	西脇	津万	日野	重春	野村	比延	芳田	黒田庄
面積	132.44	1.35	6.48	13.57	9.56	5.00	43.05	18.10	35.33
H27	320.0	2948.9	761.4	497.7	640.8	1439.8	95.9	114.6	203.2

(平成27年4月住民基本台帳登録人口と外国人登録人口の合計から算出)

2 各地区のまちづくり協議会（計画推進の母体）等の構成

(1) 西脇地区

- ① 名称 西脇区まちづくり委員会
- ② 構成 町内会長10名、副町内会長10名、地区推薦委員20名
その他公募委員の総勢50名程度で構成
代表は区長
- ③ 部会 地区整備部会、生活・情報部会、環境部会の3部会
※H26年度計画再編し、計画内容や部会の編成についてH28年度から変更の予定
※西脇地区コミュニティ活動推進協議会もまちづくり活動を実践している。

(2) 津万地区

- ① 名称 生き生きTUMA協議会
- ② 構成 各町区長、地区内各種団体代表、公募のコミュニティ協力員、各町選出協力員の約90名で構成
- ③ 部会 広報研修部会、生活環境部会、文化体育部会、カフェ部会の4部会
代表は地区区長会長

(3) 日野地区

- ① 名称 よいところがか日野の里推進委員会
- ② 構成 各町区長、地区内各種団体代表約60名で構成
- ③ 部会 広報、環境、文化、レクリエーション、資源、安心・安全部会の6部会
代表は地区区長会長

※H27年度サンパル日野の会と統合

(4) 重春地区

- ① 名称 重春まちづくり協議会
- ② 構成 地区内各町選出の委員約25名で構成
- ③ 部会 文化教育部会、地域整備部会、環境部会の3部会
代表は、互選により選出

※H27年度現在休止中

(5) 野村地区

- ① 野村地区まちづくり推進協議会
- ② 構成 地区（町）の役員役25名で構成
- ③ 部会 体育部、文化部の2部会
代表は、町役員で選出

(6) 比延地区

- ① 名称 ええまち比也野里
- ② 構成 地区内の各種団体約120名で構成
- ③ 部会 広報、企画、美化交流、物品販売販売、特産品開発、喫茶、加工、観光事業、歴史文化、自然の10部会

代表は、互選により選出

※H26年度比也野里まちづくり委員会と比延地区まちづくり協議会が統合

(7) 芳田地区

- ① 名称 芳田ふれあい会議
- ② 構成 各町区長、地区内各種団体・グループ等代表者約90名
で構成
- ③ 部会 プロジェクト部会、地域活性部会、安全・安心部会、
イベント部会の4部会
代表は、地区区長会長

(8) 黒田庄地区

- ① 名称 黒田庄地区まちづくり住民会議
- ② 構成 各町区長、地区内各種団体・グループ等代表者約70名
で構成
- ③ 部会 地域振興・観光部会、福祉・生活部会、広報部会、あ
つまっ亭部会の4部会
代表は、互選により選出

※ 西脇区、野村地区については、1町1地区となっており、他の地区については町（自治会）の連合体となっている。成り立ちが異なることから、地区組織についても構成が異なる。

いずれの組織についても地縁的要素が濃く、ほとんどの組織で区長会がその中心を担っている。また、構成団体についても、地縁に基づく団体（老人会・女性会・消防団等）が中心で、NPOやボランティアグループなどの関わりは薄い状況にある。

自治会の加入率については、正確な数字の把握ができていないが、95%以上の加入率であると思われる。（賃貸住宅などの居住者を除くとほぼ100%になる。）

協議会等の組織形態については、部会、役員会、総会という構成であり、役員会が意思決定機関として機能している。

協議会の構成員については、各種団体所属の委員が主で、団体に属さない住民個人個人が構成員というところは少ない。

3 市の支援制度

(1) 地区まちづくり実践補助事業

- ① 補助団体
各地区まちづくり推進組織（まちづくり協議会やまちづくり委員会など）
- ② 対象事業
各地区まちづくり推進組織がまちづくり計画に基づき実施す

る事業

本来的に自治会・町内会で実施すべき事業（溝掃除、秋祭りなど）やこの事業の目的に合致しないと判断される事業（観光目的のバスツアーなど）を除く。

③ 補助率

交流・親睦を主な目的とする事業については、補助対象経費の2分の1、課題解決や地域住民の労力提供による公園整備の原材料費については2分の1～10分の10

④ 審査

各地区推進組織からプレゼンテーション及び提出書類をもとに、まちづくり推進審議会審査部会の委員による審査により補助率等を決定し、最終的には市長が判断する。

⑤ 実績等

別紙

1 地域自治協議会とは

西脇市のまちは、市民の皆さんや地域の団体、NPO、事業者などさまざまな人たちによって支えられています。

さまざまな人たちが力を発揮し、互いに協働しながらこれからの西脇市をより良いまちにするために取り組み、市はそのために必要な仕組みを整えます。

地域自治組織は、最も基礎的なコミュニティである集落を基本として、ひとつの集落だけでは対応できない課題を地域の人たちが協力して解決していくための仕組みです。

区長会を中心に、まちづくり協議会、各種団体の連携を強め、役割分担を考え直すことにより、機能性の高いまちづくりをしていこうとする考え方です。

地域自治組織のしくみづくりは、全市一斉に始めるのではなく、地域の実態や実情に応じて、「一度考えてみよう」と合意できた地区から進めていただくものです。まずは、モデル地区を設定し、検証することも必要であると考えています。

自治基本条例 H25.4.1 施行

(地域自治協議会)

第14条 市民は、地域の特性を生かした自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織（以下「地域自治協議会」といいます。）を一に限り設立することができます。

2 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。

3 地域自治協議会は、自らの責任の下に、自主的かつ主体的な活動に取り組むものとします。

4 市は、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

2 背景

- 防災、防犯、安全、教育などの分野で地域の力が求められている。
- 地域の特性を生かした市民によるまちづくりが求められている。
- 若者や子どもが少なくなり、高齢化率が上昇している。
- 戸数が少なくなり、役員が何回もまわってくる集落がある。
- 集落によっては加入率が低下したり、近所づきあいを億劫がる人が増えている。
- 区長は自治会の仕事に加え、様々な役職を兼ねていて大変多忙である。
- 各種団体（女性会・青年団・子ども会等）の会員が減少し活動が低下している。
- 自治会、まちづくり協議会、各種団体とも後継者不足が深刻である。 など・・・

人口減少にも対応できる、持続可能な地域自治協議会を検討する必要がある。

“地域のことは地域で決める” “地域でしかできないことを考える”

西脇市人口動態

年度	S55	S60	H2	H12	H17	H22
人口推移	46,380	46,889	46,220	45,718	43,953	42,802
高齢化率%	10.7	12.2	14.6	20.6	23.9	27.4

※国勢調査による数値（H12以前は旧市町合計）

西脇市の人口推計

年度	H27	H32	H37	H42	H47	H52
人口	41,305	37,725	37,725	35,722	33,690	31,720
高齢化率	31.0	33.0	34.0	34.9	36.2	38.5

※人口推計は国立社会保障・人口問題研究所推計値

3 地域自治協議会の構成

区長会、まちづくり協議会を基盤として、地区内に居住する住民、多様な地域団体、企業、NPO法人等

★区長会、まちづくり協議会

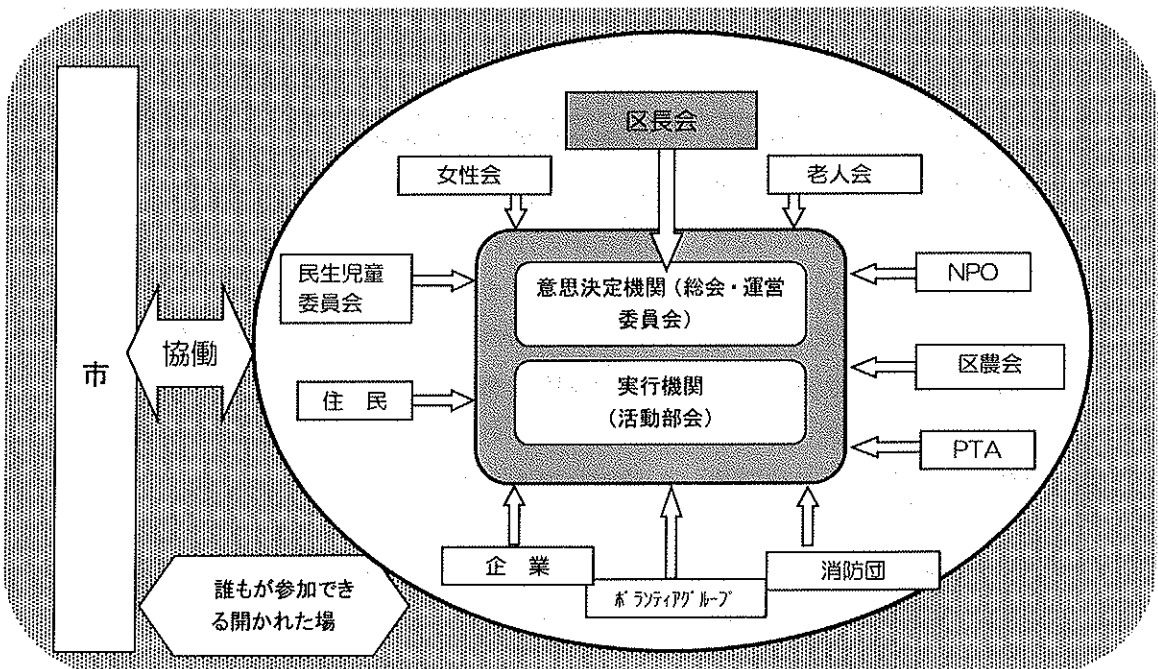
★各種団体 老人会、女性会、民生児童委員会、こども会、PTA、消防団、青年団
交通委員会、青少年補導委員会、いずみ会、愛育班、スポーツ 21
区農会、自主防災組織、商店会 等

★企業、事業者

★NPO法人●●、●●ボランティアグループ、●●の会・・・等

4 イメージ図

地域自治組織のイメージ



- 区長会は運営の意思決定を中心的に担っていただく。
- 地区の個性や独自性を発揮する事業について、実行機関が部会を設置して活動する。
- 各種団体もその目的ごとに部会に入り、効率的に活動する。
- 地域自治協議会の構成の中で効率的に活動できるよう、それぞれの適切な役割分担を考える。
 - ・・・など、組織の内容については各地区の実態に応じて、最も適したものを検討していただく。

地区のことは地区のお世話役が一番よく知っておられます。

深刻度も一番感じておられると思います。

しかし、たくさんの団体の役員を兼務されていたり、異なる分野で大変忙しく、横とのつながりが取れにくいため、特定の人に負担が集中し、地区は困難に直面しているのではないのでしょうか。

地域自治協議会は、役員の過剰な負担を解消し、人材を有効に活用するとともに、地区の住民や団体が連携して効率的・効果的に課題解決するためのシステムです。

5 運営の基本原則

- ①地区の主体的な動きを尊重する。
- ②地区が自ら決めることを尊重し、その決定過程は透明性が高く、公開されている。
- ③若者や女性、新しく住み始めた人も積極的に参加できる。

6 位置づけ

自治基本条例に位置づけられた公共的団体

7 例えば地区のこんな悩みに応えられるのでは・・・

自治会の行事

高齢者ばかりになり、盆踊りもできなくなりました。このままでいくと住み続けたいと思う住民はだんだん減ってしまい、自治会の元気がなくなりそうで不安です。

各自治会が協力し、地区の盆踊りとして開催できないでしょうか。

団体との連携

災害・防犯対策のためにも一人暮らしや高齢者世帯の見守りをしたいと思いますが、実態を把握するのに、自治会の協力が必要です。

区長会・民生児童委員会と連携地区全体で取り組めないでしょうか。

福祉のまちづくり

高齢者の憩いの場をつくろうかと相談していますが、人材や財源が必要です。相談できる場所はないでしょうか。

地区の事務局にまちづくりのコーディネーターを設置して相談できるようにしてはどうでしょうか。

人材の育成

まちづくり活動を担うメンバーが高齢化していますが、後継者を育てる余裕がありません。若い世代はPTAや子ども会活動で忙しくてまちづくり活動には関心が薄いようで・・・

各種団体が自治会単位で活動するのではなく地区の連合で活動すれば効率的で余裕が生まれ、若い世代もまちづくりへの関心が高まるのではないのでしょうか。

地区にある資源との連携

学校や公共施設との連携で事業を展開するのが効果的だと思うのですが、まちづくり協議会だけの呼びかけでは応じてもらえません。

区長会が運営の中核にあることで、事業に対する信頼が得られるのではないのでしょうか。

地域自治協議会に関する論点

■地域自治協議会の位置づけ、目的、理念等

- 位置づけを明確化し、共有する ⇒ 条例により認定される公共的住民自治団体
- 地区を代表する住民自治団体、地区の窓口
- 多様な地域団体、NPO等が連携・協働することが要件（協議会）
- 究極の形はミニ市役所か

■地域自治協議会の構成（組織ガバナンス、フォーメーション）

- 組織運営の基本原則
 - ・民主性、透明性、公開性 ⇒ 公共性の獲得
 - ・開かれた共同体（まんべんなくチャンネルを開く ⇒ 年代、空間、属性）
 - ・若者・女性も参画できるような組織体制、活動形態
- 組織内のガバナンス確立（役割分担、事務局の必要性）
 - ・有給職員を置いた常設の事務局（助成金）
 - ・コミセン等活動する拠点の整備
 - ・公共施設の職員の協力体制、地域担当職員のあり方（再掲）
- 区長（会）とまちづくり協議会の連携・融合
 - ・区長の大変さを軽減する（区長の仕事の整理、分担）、区長手数料
 - ・組織における区長等の位置づけ ⇒ 地域部会のメンバー
 - ・協議会代表者の安定性、代表の任期（区長会長と兼任の場合の整合性）
- 自治協議会の再編のプロセス
 - ・協議会代表等による課題の共有、相互アドバイスの機会
 - ・協議会の主要構成員によるラウンドテーブル（意見交換の場）の必要性
 - ・協議会の課題解決に向けて、組織等の見直しの機運醸成

■地域自治協議会の活動、動き方

- 地区まちづくり計画書の見直し
 - ・「使える」計画書に（住民自身で見直しを行う）
 - ・ビジョンの見直し ⇒ 住民の意識を高めるきっかけとする
- イベントを通じたまちおこし ⇒ イベントの役割は大きい
- 活動資金づくり
 - ・コミュニティビジネスへの展望（可能性検討、事業化）
 - ・指定管理者制度（地域の公共施設の管理運営受託）
- 人づくり、雰囲気づくり、活動スタイル
 - ・リーダー・仕掛け人づくり、リーダーや仕掛け人を育てるための学習
 - ・町単位で人づくり。小地域から地区（地域自治協議会）に人材を送り込む
 - ・みんなで分担してやっぺいこうという雰囲気づくり

■行政の支援、協働体制

- 補助金・交付金の整理（自由に使える統合交付金等）
- 行政窓口の1本化
- 地域担当職員制度
- 地域への仕事の依頼の整理（区長の仕事を減らすなど）
- 行政サービスの地域（協議会）への移管（委託、指定管理者制度等）

第6章 地域自治組織等

第6章は、地域自治を推進するための基本となる地域自治組織及び市民公益活動について定めています。

(地域自治協議会)

第14条 市民は、地域の特性を生かした自治を推進するため、一定のまとまりのある地域内において、多様な主体で構成する地域自治組織（以下「地域自治協議会」といいます。）を一に限り設立することができます。

2 地域自治協議会は、公共的団体として、民主的で透明性のある運営を行い、地域の課題を解決するものとします。

3 地域自治協議会は、自らの責任の下に、自主的かつ主体的な活動に取り組むものとします。

4 市は、地域自治協議会の活動を尊重し、その活動に対して必要な支援を行うものとします。

5 地域自治協議会に関して必要な事項は別に定めるものとします。

【趣旨】

本条では、地域自治協議会について定めています。

少子高齢化が進む中で、安全・安心な豊かで住みよい地域社会をつくっていくためには、身近な課題はできるだけ市民に近いところで主体的に解決し、地域の特性を生かした地域づくりを進めていく必要があります。

また、地域の人々が、将来どのような暮らし方をしたいか、そのためにはどのようなまちをつくっていききたいかという地域が目指す将来像を自ら描き、その実現に向け主体的に取り組んでいくためにも、区長会や地区内の各種団体・グループなどが連携して活動する地域自治協議会を形成し、お互いに補完できる体制をつくっていくことが必要です。

【解説・運用】

《第1項関係》

1 市民は、一定のまとまりのある地域内において「地域自治協議会」を設立することができることを定めています。

2 「一定のまとまりのある地域内」とは、これまで地区まちづくり活動に取り組んできた、西脇・津万・日野・重春・野村・比延・芳田・黒田庄の8地区を基本としています。

3 「地域自治協議会」とは、区長会を中心に、まちづくり協議会や各種団体、地区内の個人や法人を構成員とし、地域代表制を確保するとともに、民主的な運営により地区の活性化や様々な地区課題の解決に向け、協力・連携して取り組む組織を想定しています。

また、地域自治協議会は、この条例で位置付けることにより、公共的団体となります。そのため地域自治協議会が実施・提供するサービスは、全構成員に行きわたるべきものであり、組織運営及び活動は、構成員誰もが参加できなければなりません。しかし、一方で、全ての構成員が地域自治協議会の活動に参加を強制されるわけではなく、参加の自由は確保されなければなりません。

4 一つの地区に一つの地域自治協議会のみを設置できるとしているのは、地域自治協議会は公共的地域自治団体であることから、一つの地区に独自の主張を持つ2以上の公共的地域自治団体が存在することは望ましくないためです。地区内の多様な主体あるいは個人は、地域自治協議会に参画し、その中で民主的な議論を通して住民の総意をかたち作っていくことが求められます。

平成27年度「まちかどミーティング」実施要領
～市長と語ろう！参画と協働のまちづくり！～

1 目的

市長が各地区へ出向いて地区住民と膝を交えて双方向の意見交換をし、出された意見や提案を市政に反映させることにより、参画と協働のまちづくりの実現を目指す。

2 形式

市民と市長との対話形式

3 構成

- (1) 共通テーマ
「人口減少時代の地域づくり」
- (2) 意見交換
 - ・テーマについて意見交換
 - ・その他について自由に意見交換
- (3) 参画と協働のまちづくりガイドラインPR

4 日程

日 時	地区名	場 所
8月31日（月）午後7時～	比 延	こみせん比也野
9月2日（水）午後7時～	西 脇	センティア西脇
9月8日（火）午後7時～	芳 田	芳田の里ふれあい館
10月13日（火）午後7時～	津 万	大野隣保館
10月19日（月）午後7時～	日 野	サンパル日野
10月21日（水）午後7時～	重 春	M i r a i e
10月22日（木）午後7時～	黒田庄	黒っこプラザ
10月27日（火）午後7時～	野 村	M i r a i e

5 参加者

- (1) 各地区
区長、まちづくり協議会等、各種団体代表、参加希望者
- (2) 行政側
市長、都市経営部長、まちづくり課、次世代創生課、秘書広報課、地域対策委員長（該当地区）
- (3) 西脇市まちづくり推進審議会委員

6 タイムスケジュール

時 間	内 容
19:00～19:15	開会、あいさつ ・代表区長 ・市長
～19:30	参画と協働のガイドラインPR ・審議会委員による朗読劇 (PP使用)
～19:45	人口減少時代の地域づくり ・人口推計、地域自治協議会のしくみと必要性 (PP使用)
～19:55	市長コメント
～20:35	意見交換① ・共通テーマについて
～21:00	意見交換② ・その他について

7 周知方法

- (1) 8月号広報、10月号広報
- (2) チラシ隣保回覧
- (3) ホームページ
- (4) 記者発表(8月)
- (5) チラシ団体配布(まちづくり団体、各種団体)

《参考》

- 平成24年度は「自治基本条例」をテーマに開催
・6/20～7/23 8地区で実施 451名参加